最終更新日：2018年7月3日
西島製作所
代表取締役社長 原田　耕太郎
問合せ先：072-695-0551 総務部長　高橋広人
証券コード：6363
http://www/torishima.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は金銭の赤字は出しても信用の赤字は出すなを社是として、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献すると言う企業理念の下、全てのステークホルダーに配慮した経営を行っています。当社の全ての役員・従業員は、個々のコンプライアンスの実践が企業倫理を形成していくとの強い決意をもって、組織及び個人が一体となってコンプライアンスに取組み、内部統制システムの充実とコーポレートガバナンス体制の強化を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1-2-4　議決権プラットホームの利用及び招集通知の英訳
当社は、議決権電子行使プラットホームの利用及び招集通知の英訳は実施しておりません。
今後、機関投資家比率、海外投資家比率の推移を踏まえて導入の検討をしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4　いわゆる政策保有株式
⑴ 政策保有に関する方針
当社は、継続的な成長を続けるため、資金調達や外注機器の安定供給を確保すること等を目的として、上場株式を政策保有株式として保有しております。その保有の可否については、取締役会において取引関係の円滑化・強化等によって得られる当社の事業遂行上の利益や社会情勢等を総合的に勘案し、定期的に検討しております。
⑵ 議決権行使基準
同株式に対する議決権行使は、その議案が企業価値向上に資するものか、当社の保有目的に適合するか等を総合的に勘案した上で、議案ごとの賛否を適切に判断しております。

原則1-7　関連当事者間の取引
当社は、主要株主や子会社との関連当事者取引については、関連法令に基づき適切に開示します。
また、取締役と会社間の利益相反取引については、取締役会規則にて取締役会の承認・報告事項として定め、適切な手続きを定めております。

原則3-1　情報開示の充実
⑴ 当社の経営理念、中期経営計画については事業報告書、有価証券報告書等において開示しております。
⑵ 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「基本的な考え方」及び「業務執行、監査・監督、指名、報酬等の決定の機能に関する事項」に記載するほか、有価証券報告書において開示しております。
⑶ 取締役等の報酬に関しては、本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び有価証券報告書において開示しております。
⑷ 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名に関しては、当社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上に資する人物を指名すべく、豊富な経験・高い見識、高度な専門性を考慮し、代表取締役が推薦する候補について取締役会で協議し決定しております。取締役会においては、社外取締役3名による客観的な視点を踏まえることで、透明性・公正性のある選任・指名手続きを確保しております。
⑸ 個々の選任・指名に関し、「招集通知」の株主総会参考資料に個々人の経歴及び指名理由を記載しております。

補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲の概要
当社は、法令及び定款に定められた事項並びに取締役会規則に定めた重要な業務執行事項を取締役会にて決定しております。
それ以外の事項については、代表取締役及び執行役員に決裁権限を委任しております。
なお、当社は、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めており、今後は、取締役会の監督の機能強化と意思決定の迅速化を実現すべく、適宜、関係規則の見直しを行ないます。

補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務
当社は、2018年6月の株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入し、取締役と株主との価値共有を図っております。

原則4-8　独立社外取締役会の有効な活用
本コード原則4-7を踏まえ、当社は3名の独立社外取締役を選任しております。

原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、東証が定める独立性基準に基づき社外取締役の独立性を確保しております。
また、当社取締役会では、高い識見及び能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識及び出身分野における実績を有する人物を、候補者として選定しております。

補充原則4-11-1　取締役会の構成等に関する考え方
当社は、更なる企業価値の向上を実現するためにグローバル市場におけるマーケットの拡大と要求される高度な技術力を養う必要があると考えております。営業、生産、技術の他、それらを支える経営戦略・管理業務に精通した人材を配置するとともに、社外での豊富な経験と知見を持ち合わせた社外取締役を複数名選任することで、取締役会の議論の活性化を図ります。
また、適正な規模については、会社の事業規模を勘案し、定款にて12名以内と定めております。

補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況
当社は、取締役の兼任状況に関して有価証券報告書等で開示しております。

補充原則4-11-3　取締役会の実効性の評価
当社では、取締役会の実効性を検証すべく、全取締役に対して取締役会の構成や運営状況に関するアンケートを実施し、それらの結果に基づき、取締役会の運営状況、審議状況等の実効性について評価を行いました。
その結果、取締役会の運営状況や審議状況は、取締役会が監督機能を果たす体制としては概ね適切であり、また取締役会において出席者が積極的に発言し、自由闊達な議論が行われる風土が定着しているとの評価が得られました。
これらを踏まえ、取締役会は当社のコーポレート・ガバナンス確保に向けた実効性を発揮できていると判断しております。
また、昨年改善の余地があるとされた取締役の構成につきましては、技術担当取締役を選任したことにより、改善された旨の評価を得ております。
一方で、資料の内容・配布時期及び社外取締役への支援体制については、引き続き改善策を十分に検討のうえ実行してまいります。

補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニング
当社は、各取締役がその期待される職務・責任を全うするように、必要に応じてトレーニングを受ける機会を提供しており、その費用は会社が全面的に負担しております。
また、社外取締役には、就任時に当社に対する理解を深めることができるよう、当社の事業の内容や現状、今後の経営戦略等を説明しております。

原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
当社は、管理部門内にIR・広報グループを設けております。
主なIR活動として、社長自ら出席して今後の方針等を語る株主懇話会（定時総会後）及び年2回東京で開催する決算説明会を実施しております。
その他四半期毎に東京と大阪で開催するスモールミーティング、機関投資家への訪問、機関投資家等が開催する説明会等への参加を行っております。
機関投資家やアナリストの皆様からの対話（面談）に関しては、原則としてIR担当者が対応しておりますが、必要に応じて社長を含む担当役員が対応しております。
これらの活動を通じて得られた株主の意見等に関しては、必要に応じて取締役会に上程しております。
なお、こうした活動におけるインサイダー情報の取扱いに関しては十分な配慮をしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人原田記念財団	2,810,446	9.40
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,964,600	6.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,850,000	6.18
株式会社りそな銀行	1,286,687	4.30
株式会社三井住友銀行	1,266,000	4.23
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	966,608	3.23
株式会社栗本鐵工所	652,200	2.18
株式会社日阪製作所	619,900	2.07
THE BANK OF NEW YORK－JASDECTREATY ACCOUNT	572,200	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	567,000	1.89

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、以下の大量保有報告書等の写しの送付を受けておりますが、平成30年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
平成27年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、DALTON INVESTMENTS LLCが平成27年12月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されております。
氏名又は名称：DALTON INVESTMENTS LLC
住所：1601 CLOVERFIELD BLVD.,SUITE 5050N,SANTA MONICA,CA 90404,USA
所有株式数（千株）：3104
発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）：10.39

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
津田　晃	他の会社の出身者								○			
伯川　志郎	公認会計士								△			
秋山　洋	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田　晃	○	○	当社は、津田晃氏が取締役を務める宝印刷株式会社と取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	津田晃氏は、上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有しております。また、上場企業での社外役員経験が豊富で、広範な知識を有しており、これまで取締役会等において積極的に発言しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくため、社外取締役としています。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

伯川　志郎	○	○	伯川志郎氏は、平成21年3月期まで有限責任監査法人トーマツにおいて業務執行社員として当社グループの監査を実施していましたが、公認会計士協会の定める独立性の指針に照らして、同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	伯川志郎氏は、公認会計士であり、会計に関し豊富な知識を有しております。これまでも、取締役会等において積極的に発言しております。今後も、同氏の専門的見識を経営の監督に反映していただくため、社外取締役としています。上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。
秋山　洋	○	○	属性情報の該当事項はありません。	秋山洋氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、また、他社における社外監査役の経験も有しております。これまでも、取締役会等において法的観点から積極的に発言しております。今後も、同氏の専門的見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役といたしました。上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、常勤の監査等委員を設置しており、社内の重要会議等への参加、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を図ることで、監査等委員会の職務に必要な情報共有を行っております。
なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は適切な者を選定し、その適性について監査等委員会の意見を聴取し決定いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報･意見の交換を行うとともに、内部監査結果の報告を受け、また会計監査人の監査への立会いなど綿密な連携を図ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

従来の新株予約権に代わって、株主価値との共有を図るため、譲渡制限付株式を付与しました。

【株式会社酉島製作所譲渡制限付株式】
1．処分期日　平成30年7月27日
2．処分する株式の種類及び数　当社普通株式　23,979株
3．処分価格　1株につき1,057円
4．処分総額　25,240,103円
5．処分先及びその人数並びに処分株式の数　取締役（監査等委員であるものを除く）　4名　18,441株　　監査等委員である取締役　4名　5,438株
6．譲渡制限期間　2018年7月27日から2048年7月27日

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

監査等委員会設置会社に移行後は、監査等委員でない取締役の報酬限度額は、年額180,000千円以内、
監査等委員である取締役の報酬限度額は年額60,000千円以内と設定しております。
ただし、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）監査等委員でない取締役
　監査等委員でない取締役の報酬については、取締役会で協議し決定しております。
　業務執行取締役については、会社業績を反映させた業績連動の報酬を、基本としております。
　非業務執行取締役については、役割・職務の内容を勘案した固定報酬を採用しております。
（2）監査等委員である取締役
　監査等委員である取締役の報酬は、職務分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専属のスタッフは設置しておりませんが、取締役会において経営判断に対する監督・助言ができるよう、経営企画部門及び管理部門が中心となって事前に資料の提供及び説明を行っております。
また、監査等委員会においては、監査に必要な情報を随時取得できるよう、常勤監査等委員及び内部監査室を通じて資料の提供及び説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）執行役員制度の導入により、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にするとともに、経営監督機関としての取締役会と、経営の執行に係る最高協議機関としての執行役員会をそれぞれ設置し、取締役会は原則として毎月1回、執行役員会は原則として毎週1回開催しております。
（2）取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成し、経営方針・目標・戦略など重要事項に関する意思決定と業務執行取締役の業務遂行状況について監督を行っています。取締役会の経営判断の妥当性・適法性については、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役が、客観的・専門的視点に立って監査・監督を行う体制をとっています。
（3）全ての役職員は、組織業務分掌規程等の社内規程に則った業務運営を行うとともに、内部監査室による業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性に係る監査を行っております。
（4）内部監査室を置き、監査等委員会及び会計監査人との情報・意見の交換を行い連携を取りながら、内部統制に関する教育活動、業務監査等を実施し、内部統制システムの整備に取組んでおります。
（5）コンプライアンス委員会、品質委員会、安全衛生委員会、環境委員会、リスク管理委員会等の各種委員会を設置し、特定部門に偏らない横断的な人選にて不測の事態の発生防止とその対応に努めております。
（6）役員報酬については、株主総会にて決議された支払い限度額内で取締役会、監査等委員会でそれぞれ決定しております。
（7）役員退職慰労金は廃止し、それに代わり取締役を対象として株価と連動する株式報酬型ストックオプションを導入しております。
（8）会計監査の状況
　1．業務を執行した公認会計士の氏名（所属する監査法人名）
　　業務執行社員：内藤真一、荒牧秀樹（有限責任監査法人トーマツ）

2．監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名、公認会計士試験合格者4名、その他5名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業規模の拡大・グローバル展開に見合う効率的かつ実効的な監査・監督体制を整備するには、監査等委員会設置会社の制度設計を活かした現状のコーポレート・ガバナンス体制が適切かつ有効であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の２３日前に発送しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、決算発表の時期に合わせて東京にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、中期経営計画説明資料、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会情報、その他の適時開示資料等については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.torishima.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR広報グループを設置し、担当者を2名配置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「酉島グループコンプライアンス行動基準」においてステークホルダーの立場につき規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動の一環として、1999年７月にＩＳＯ14001を取得し、また2003年度から環境報告書を、2016年度からトリシマレポート(旧ＣＳＲ報告書)をホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「酉島グループコンプライアンス行動基準」においてステークホルダーへの適正かつタイムリーな情報開示につき規定しております。
その他	当社は、2008年度より毎年、社会・地域・教育現場への貢献策として、出前授業（トリポンスクール）を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出すな」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとしております。

2．職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、

(ア) 当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握

(イ) 企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門への指導・助言

(ウ) 企業倫理に関する教育計画・教育活動についての指導・助言

(エ) 社内通報に関する対応について相談窓口への指導・助言

を任務としております。

3．当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行っております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程に定め、体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1．当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図っております（平成１８年６月２９日付けで執行役員制度導入）。取締役会は経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行っております。

2．当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1．当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。

2．当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

1．当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、もしくは監査等委員会から求めが合った場合には、監査等委員会と協議の上で合理的な配置を行います。

2．上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等委員会の同意を得た上で決定する。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

(7) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びに
その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等委員会に報告を行う体制を整備しております。

2．前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしております。

3．内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えております。

4．第1項及び第2項による報告をした者は、不利な取扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用しております。

5．監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を会社に対して請求できるものとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとしております。

2．当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生事には速やかに対処できる体制を構築しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成29年6月29日開催の第136回定時株主総会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針といいます）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一つとして、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、本プランといいます）の継続について、株主の皆様の承認を受けています。

1．基本方針
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。
そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

2．本プラン導入の目的
当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入しています。

3．本プランの内容
本プランの内容は、当社のホームページ（http://www.torishima.co.jp/）に掲載しています。

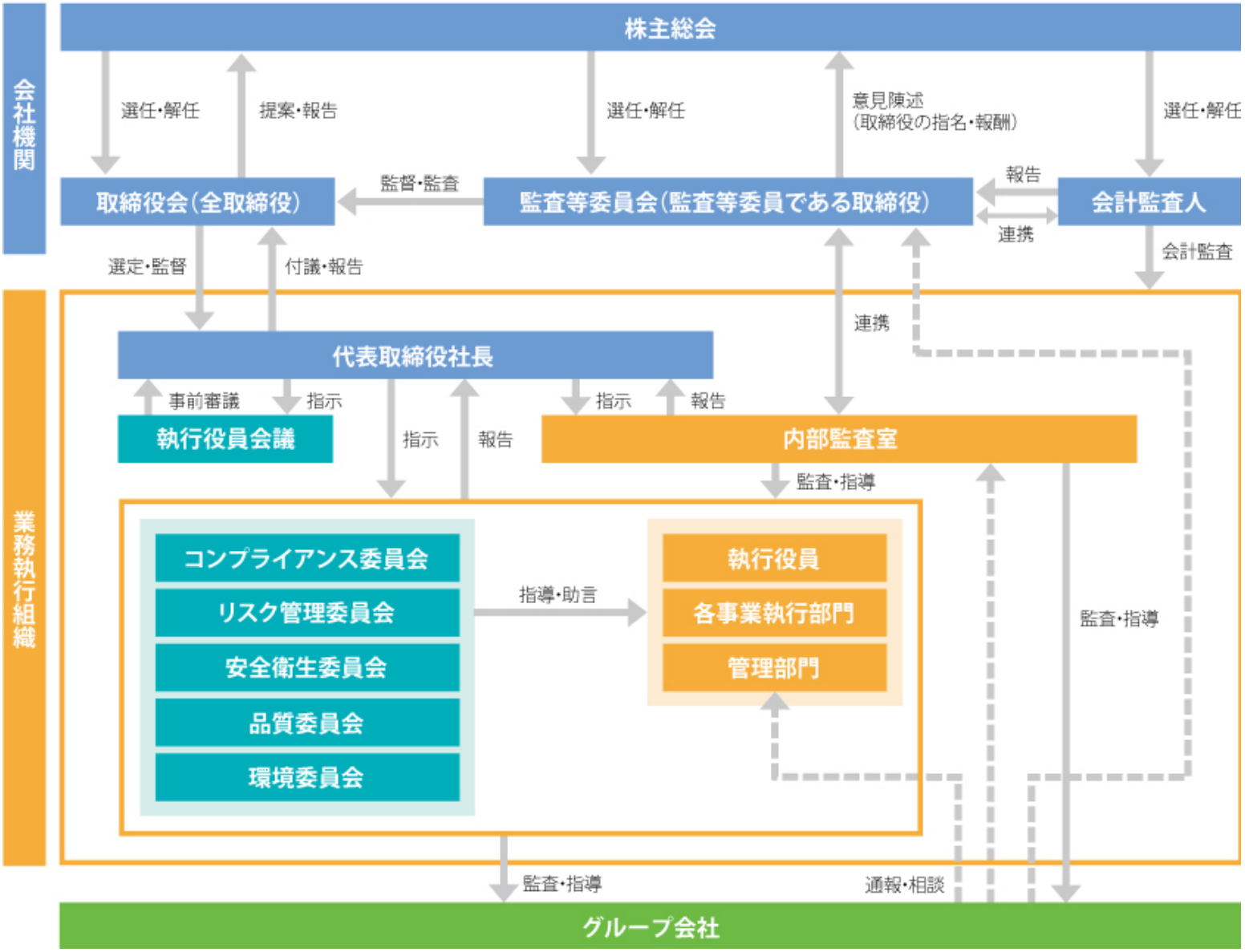
2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

［適時開示体制の概要］

（1）適時開示に係る基本方針
当社は、当社グループの全役職員が遵守すべき倫理規範及び行動基準において、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、会社情報を積極的に開示する企業づくりに努める姿勢を明らかにするとともに、株主・投資家等に対する適時適切な会社情報の開示は、上場会社としての重要な責務であるとの認識のもと、会社情報の適時開示を確実に実施してまいります。

（2）適時開示に係る社内体制
当社では、重要な決定事実・発生事実等の適時開示すべき会社情報すべてについて、管理本部が集約・一元管理する体制を構築しております。
具体的には、決定事実および発生事実については、管理本部が関連する部門と連携し、適時開示すべき決定事実・発生事実を漏らさず把握するほか、インサイダー取引管理規程により、重要事実が発生した場合、発生部門の部門長は、直ちに情報管理責任者である管理本部長に報告することとされております。これにより、管理本部は、金融商品取引法その他の関係法令および証券取引所の規則に基づき、開示の必要性等を検討し、その結果、適時開示すべき会社情報は、取締役会をはじめとした決議機関の承認または取締役会等への報告を経た後、直ちに、IR広報グループとも連携し、証券取引所の適時開示システムおよび当社ホームページにおいて開示することとしております。
決算情報については、経理部と連携することで、決算の内容および業績に影響を与える事象の発生等に係る情報を把握し、社長の決裁を経て、また情報の内容によっては取締役会の決議を経た後、速やかに適時開示を実施することとしております。
また、当社グループ各社において決定・発生する事実に関しては、各社関連部門の部門長が把握・集約し、管理本部に報告することとしており、管理本部が上記と同様の手続を経たうえで、開示することとしております。

当社のガバナンス体制


会社機関
株主総会
選任・解任
提案・報告
選任・解任
意見陳述
(取締役の指名・報酬)
選任・解任
取締役会(全取締役)
監督・監査
監査等委員会(監査等委員である取締役)
報告
連携
会計監査人
選定・監督
付議・報告
会計監査
業務執行組織
連携
代表取締役社長
事前審議
指示
指示
報告
執行役員会議
指示
報告
内部監査室
監査・指導
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
安全衛生委員会
品質委員会
環境委員会
指導・助言
執行役員
各事業執行部門
管理部門
監査・指導
監査・指導
通報・相談
グループ会社

<適時開示体制に関する模式図>

